

## 大和高田市時短協力支援金申請要項

近隣府県に緊急事態宣言が発出されたことにより、大阪での感染が抑制されることが期待できる一方、近隣府県から奈良県内への人の流れが増え、奈良県内での感染が心配される状況になってきています。このことから、市内におけるまん延防止及び他府県からの人流を防止するため、市内飲食店の皆様に営業時間短縮の協力をお願いし、ご協力いただける飲食店には、時短協力支援金を支給します。

### 1 対象者要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受け、大和高田市において飲食店またはカラオケ店の店舗を営業していること。

※ただし、以下の店舗は時短協力支援金の対象となりません。

- ・通常、午後8時を超えて夜間時間帯に営業をしていない店舗
- ・飲食スペースを持たない店舗（弁当店・宅配ピザ屋等のテイクアウト・宅配サービス専門店、キッチンカー、ドリンクスタンドなど）
- ・特定の利用者のみ利用に供する施設（社員食堂や学生食堂、介護サービス事務所の食堂、宿泊者のみを対象に飲食を提供する店舗など）
- ・コンビニエンスストア、スーパーマーケット等の飲食店営業以外の業種を主としてしていると認められる店舗
- ・他の事業に付随して食事を提供する施設であって、独立した店舗形態を持たないもの（ホテルや旅館に付随する宴会場、ネットカフェ・マンガ喫茶など）
- ・性風俗関連特殊営業店、自動販売機のみ営業許可を受けている店舗

- (2) 令和3年5月2日（日）～5月31日（月）の期間中、営業時間を短縮し、午後8時から午前5時までの間、営業を自粛すること。

※定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して、時短営業（休業を含む）に協力した店舗ごとに支給します。

※期間中の全日で時短営業を行うことが原則ですが、制度を知ったタイミング等により結果的に時短協力の開始が遅れた場合にも、日数分の支援金をお支払いします。

- (3) 業種別「新型コロナウイルス感染予防ガイドライン」を十分に理解し、積極的に感染拡大防止対策に取り組んでおり、今後も継続して営業する意思があること。
- (4) 大和高田市発行の「感染症予防対策応援ステッカー」の交付を受けていること。
- ※本協力支援金との同時申請を可とします。

### 2 給付金額

要件を満たした大和高田市内で営業している店舗1店舗につき、協力期間中1日当たり、奈良県上乗せ支援金と合わせた以下の金額を支給します。

給付金額	
令和元年（H31.1～R1.12）売上高	日額
3,000万円までの飲食店等	20,000円
3,000万円を超え1億円までの飲食店等	40,000円
1億円を超える飲食店等	60,000円

※期間中の定休日、休業日も含めて時短協力支援金を支給します。

※平成31年2月以降に開業した場合は、店舗開業月から連続12ヶ月分の売上高で判定します。店舗開業から1年以上経過していない場合は、下記の計算式により年間売上高を推定します。

$$\langle \text{年間売上高（推定）} = \text{開業月からの売上高の合計} \div \text{開業月からの経過月数} \times 12 \rangle$$

### 3 申請手続

(1) 申込受付期間（協力期間で受付期間が異なります。）

<p>①時短協力期間：令和3年5月2日（日）～11日（火）  <u>受付：令和3年5月12日（水）から令和3年6月30日（水）まで</u></p>
<p>②時短協力期間：令和3年5月12日（水）～31日（月）  <u>受付：令和3年6月1日（火）から令和3年6月30日（水）まで</u></p>

※①の期間分の申請を5月12日（水）から先行して受け付けますが、①及び②の期間分の申請書類を6月1日（火）以降に一括して提出することもできます。ただし、それぞれの期間ごとに申請書兼請求書を分けてご準備いただく必要があります（添付書類は共通で可。）のでご了承ください。

※期間ごとに2回に分けて申請される場合、2回目の申請に際しては、下記（3）「申請に必要な書類等」のうち、①及び⑥以外の提出を省略することができます。

(2) 申請方法

原則、郵送とします。（感染拡大防止の観点から、持参による申請はお控えください。）

※簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡ができる方法でご郵送ください。

※申請期限当日消印有効。

※封筒裏面に差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※送料は申請者側でのご負担をお願いします。

(申請書等の提出先)

〒635-8511

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市商工振興課「時短協力支援金受付係」宛

### (3) 申請に必要な書類等

#### ① 大和高田市時短協力支援金交付申請書兼請求書【別紙1】

- ・時短協力期間によって申請書が異なります。(5月2日～31日の全ての期間においてご協力いただいた場合は、申請書を2種類提出してください。)
- ・大和高田市のホームページからダウンロードしてください。
- ・申請書等が印刷できない場合は、商工振興課までご連絡いただければ、ご住所に郵送させていただきます。
- ・複数の店舗がある場合は、店舗ごとに作成してください。

#### ② 誓約書【別紙2】

- ・大和高田市のホームページからダウンロードしてください。

#### ③ 食品衛生法に基づく営業許可証(飲食店営業許可)の写し

- ・対象店舗に係る飲食店営業許可証に記載されている名義と本協力支援金の申請者の名義が一致しない場合は、飲食店営業許可証に係る申立書【別紙3】を併せて提出してください。

#### ④ 直近の確定申告書又は決算書の写し

- ・個人事業主は令和2年分の確定申告書、法人は直前期の決算書
- ※開業後間もないため確定申告をしていない等、確定申告書がない場合は、開業届又は直近3ヶ月程度(令和3年2月～4月)の売上台帳の写しを提出してください。

#### ⑤ 対象店舗の外観及び内観を確認できる写真

- ・店舗名が確認できる外観写真と客席が確認できる内観写真を提出してください。

#### ⑥ 営業時間を短縮したことがわかる資料

通常の営業時間、営業時間の短縮、店舗名が確認できるように工夫してください。

(例) ・営業時間短縮を告知する掲示物を店頭に掲示している写真

※掲示物のみの提出は認められませんので、必ず店頭に掲示しているところを撮影してください。

※店舗名が確認できない場合、また店頭に掲示していることや、広く一般の利用客向けに発信していることが確認できない写真等の場合、申請は無効となります。

- ・営業時間短縮を告知するホームページの画面を印刷したもの
- ・営業時間の変更が記載されている広告チラシ等

#### ⑦ 本人確認書類

【個人事業主の場合】

- ・代表者の本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート、保険証等)

【法人の場合】

- ・法人番号が確認できる書類(登記簿謄本の写し、国税庁法人番号公表サイトの自社情報を印刷したもの等)

#### ⑧ 協力支援金の振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し(通帳1ページ目の見開き部分)

※振込先口座は申請者本人名義(法人の場合は当該法人名義)の口座に限ります。

※ネット銀行など通帳不発行の場合は、キャッシュカードのコピーまたは、支店名・口座番号・名義人が分かるページをプリントアウトしたものを提出してください。

(以下、令和元年の年間売上高が3,000万円を超える場合のみ)

#### ⑨ 対象店舗の令和元年の年間売上高がわかる資料

・対象店舗における令和元年（2019年1月～12月）の売上高が記載された売上台帳、確定申告書等の写し

※20年2月以降に開業した場合は以下の書類を提出してください。

ア 開業した月が確認できるもの（開業届、登記簿謄本の写し等）

イ 開業月から12ヶ月後までの売上高がわかる資料

（開業から12ヶ月が経過していない場合は、開業月から令和3年4月までの売上高が確認できる資料）

※必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請内容に疑義がある場合は、現地調査を実施することがあります。

※複数の店舗がある場合は、①、③、⑤、⑥、⑨の書類について店舗ごとに提出してください。それ以外の書類については共通で構いません。

## 4 時短協力支援金の交付

申請書類を受理した後、その内容が適正と認められるときは、時短協力支援金交付決定通知書を送付するとともに、本時短協力支援金を申請口座へ振り込みます。一方、申請書類の確認の結果、内容が適正と認められないときは、時短協力支援金不交付決定通知書を送付します。

なお、いずれの場合も申請書類の返却はいたしません。

## 5 時短協力支援金の返還

協力支援金の交付決定を取り消された場合において、既に協力支援金を受領しているときは、申請者は協力支援金を返還するとともに、協力支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。

また、協力支援金の返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付金につき年10.95%の割合で計算した延滞金を市に納付しなければなりません。

## 6 協力店舗の公表

本協力支援金を交付した事業者については、店舗名（屋号又は商号）等を公表させていただきます。

## 7 お問い合わせ先

大和高田市商工振興課 商工振興係

TEL：0745-22-1101 FAX：0745-52-2801

（平日8時30分～17時15分）